

生駒市規則第4号

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月1日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例施行規則（平成29年3月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午前8時から午後8時まで」を「午前9時から午後9時まで」に改める。

第3条中「次のとおり」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。